

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p><u>(東南アジア研究所)</u></p> <p>第38条 <u>東南アジア研究所</u>に、次に掲げる研究部門を置く。</p> <p><u>統合地域研究研究部門、人間生態相関研究部門、社会文化相関研究部門、政治経済相関研究部門、地域研究第一客員研究部門、地域研究第二客員研究部門、地域研究第三客員研究部門、東南アジア諸語文献客員研究部門</u></p> <p>(後 略)</p>	<p><u>(東南アジア地域研究研究所)</u></p> <p>第38条 <u>東南アジア地域研究研究所</u>に、次に掲げる研究部門を置く。</p> <p><u>相関地域研究部門、政治経済共生研究部門、社会共生研究部門、環境共生研究部門、グローバル生存基盤研究部門、地域研究国外客員研究部門、地域研究国内客員研究部門</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p>